別添5

介護面談シート





1 該当する□をチェックし、該当事項全てを記載すること。

2 介護環境に変化があった場合は、必要に応じて所属長に申告すること。

面談日	年　月　日		
所　属			
係　名			
階級等			
氏　名		性別	□男性 □女性

要介護者1	氏　名	（　歳）	続　柄	
	居住形態	□ 同居　□ 別居　（住所：　）		
	介護理由	□ 負傷　□ 疾病　□ 老齢	介護が必要となった時期	年　月　日
	状態及び具体的な介護内容	※介護の内容、頻度等を具体的に記載してください。 例：週3回(月・火・水)8:30～9:30までの間、実家にデイサービスの迎えが来るまで食事等の世話が必要等		
	サービスの必要度	□ あり（　□ 要支援　／　□ 要介護　　度　） □ なし		
	利用サービス等	□ 入所（施設名：　） □ デイケア（時間：　：　～　：　） □ その他（　）	□ 訪問介護　□ 利用なし 介護期間：□ 一時的（　頃まで） □ 永続的	
要介護者2	氏　名	（　歳）	続　柄	
	居住形態	□ 同居　□ 別居　（住所：　）		
	介護理由	□ 負傷　□ 疾病　□ 老齢	介護が必要となった時期	年　月　日
	状態及び具体的な介護内容	※介護の内容、頻度等を具体的に記載してください。 例：週3回(月・火・水)8:30～9:30までの間、実家にデイサービスの迎えが来るまで食事等の世話が必要等		
	サービスの必要度	□ あり（　□ 要支援　／　□ 要介護　　度　） □ なし		
	利用サービス等	□ 入所（施設名：　） □ デイケア（時間：　：　～　：　） □ その他（　）	□ 訪問介護　□ 利用なし 介護期間：□ 一時的（　頃まで） □ 永続的	
介護環境（現状） 配偶者	氏　名		職　業	
	勤務先			
	深夜勤務（当直等）の有無	□ あり（月　回程度）　□ なし	帰宅時間	時　頃
	介護の協力不可の場合は、その理由	※単身赴任、病気療養中等		
	協力状況	□ 介護施設送迎　□ 通院付添い　□ 家事（食事、洗濯、掃除、買い物等） □ 施設、病院等からの呼出対応　□ 風呂、トイレ介助 □ その他（　）		
家族等	□ 本人方　（続柄：　）（住所：　）			
	□ 配偶者方（続柄：　）（住所：　）			
	□ その他（　）			
	協力状況	□ 介護施設送迎　□ 通院付添い　□ 家事（食事、洗濯、掃除、買い物等） □ 施設、病院等からの呼出対応　□ 風呂、トイレ介助 □ その他（　）		

別添5

用語解説	親族の範囲	配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹並びにこれらと同様の関係にあると認められる者
	要介護者	負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり、日常生活を営むのに支障がある者

	区　分		内　容	ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ該当頁
利用希望する制度	休暇制度	□ 介護休暇	上記親族の範囲内で要介護者の介護のため必要な場合、介護を必要とする「一の継続する状態ごと」に通算して６月の期間内（３回以下）において必要と認められる期間、取得できる 【１日又は１日４時間を上限とした１時間単位】	18
		□ 介護時間	上記親族の範囲内で、要介護者の介護のため必要な場合、介護を必要とする「一の継続する状態ごと」に連続する３年の期間内において、１日につき２時間以内、取得できる 【30分単位で連続した２時間の範囲内】	21
		□ 短期介護休暇（特別休暇）	上記親族の範囲内で、要介護者の介護や通院等の付添などの世話を行う場合、取得できる 【年５日（要介護者２人以上の場合は10日）／日又は時間単位】	22
	勤務制限等	□ 時間外勤務の制限	要介護者の介護を行う必要のある職員が、時間外勤務の制限を請求できる	22
		□ 深夜勤務の制限	要介護者の介護を行う必要のある職員が、深夜勤務（22:00～翌5:00）の制限を請求できる	22
		□ 早出遅出勤務	要介護者の介護を行う必要のある職員が、勤務時間帯の変更を請求できる □ 早出勤務１　7:30～16:15　□ 遅出勤務２　9:15～18:00 □ 早出勤務２　8:00～16:45　□ 遅出勤務３　9:30～18:15 □ 遅出勤務１　9:00～17:45　□ 遅出勤務４　9:45～18:30	23
		□ 休憩時間の短縮	要介護者の介護を行う必要のある職員が、休憩時間を短縮できる 【休憩時間　60分→45分に短縮】　※医師の診断書を添付	23
勤務状況	現況	□ 毎日制勤務（□ 宿直あり　□ 宿直なし）		
		□ 交替制勤務		
その他特記事項		※介護に関して、家庭等の事情について知ってもらいたいこと又は配慮して欲しいことを具体的に記載		

面談実施者			
職名		氏名	

面談結果	※面談で聴取した内容や所属で共有すべき特記事項等を記載
所属長意見	※面談や申告によって把握した事情を背景に、所属でとった措置を記載

決裁	所属長	次長等	課長補佐等